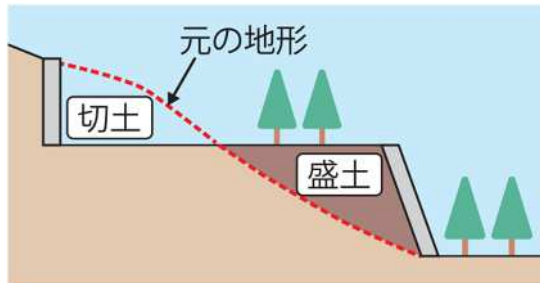


令和7年4月1日から危険な盛土などを規制する取り組みが始まりました

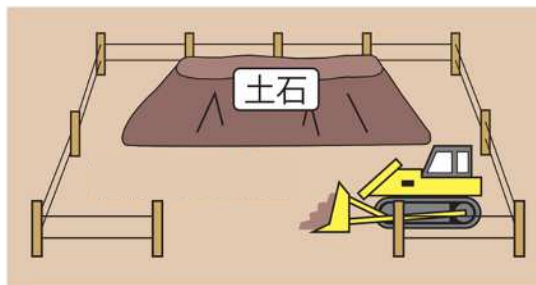


盛土などの工事に伴う崖崩れや土砂の流出による災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）による新たな規制が始まりました。

盛土・切土・土石の堆積とは？

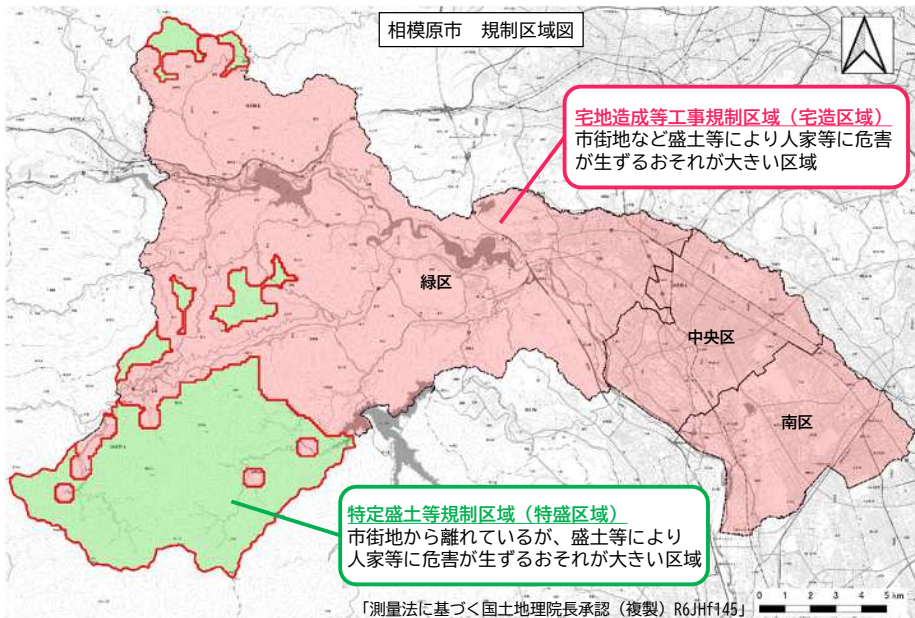


例：宅地を造成するための盛土・切土



例：土砂や碎石などのストックヤードにおける仮置き

市内全域が規制区域です



※ 相模原市内に「造成宅地防災区域」はありません。

市民の皆さんへ

● **土地所有者などは、土地を安全に保つ責務があります**
 規制区域内で盛土等の工事をした土地は、土地所有者などが常に安全な状態に維持する必要があります。盛土等をした人に対しても、是正措置などの命令が発せられる場合があります。

● **残土の不法投棄などを発見したらお知らせください**
 右のような標識の設置が無く不審な盛土や危険な盛土などを見かけたら、電話や通報フォームでの通報をお願いします。



- ➔ 開発調整課 直通電話 ☎042-769-6128
- ➔ 相模原市盛土等通報フォーム

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/machitsukuri/kaihatsu/1032642.html>

※ 通報いただいた現場の指導状況の問い合わせに関しては回答いたしかねます。



Q. 規制区域内の土地ではどのような手続きが必要ですか？

A. 一定規模を超える盛土などの工事をする場合には、許可又は届出が必要です。
 許可対象要件は裏面をご覧ください。

自分の土地の盛土などが、周囲に危険を及ぼさないよう、常に安全な状態を維持しましょう。

Q. 土地を買うときに不動産屋から説明はありますか？

A. 規制区域内で不動産を取引する場合は、重要事項として盛土規制法に基づく制限の内容などが説明されます。

Q. 自分の土地がどちらの規制区域かを確認したい。

A. 市HPから確認することができます。

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shisei/1026823/machitsukuri/kaihatsu/1029495.html>

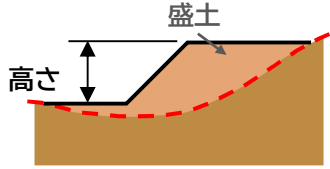
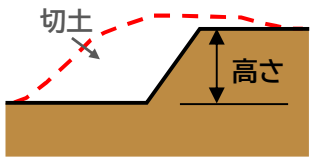
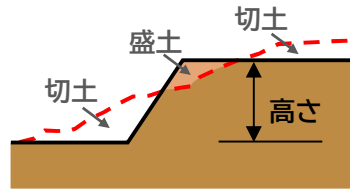
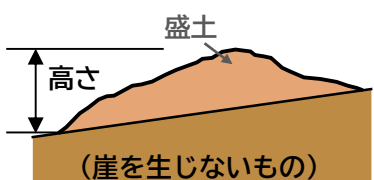
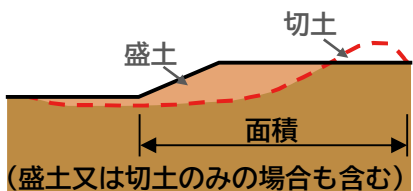
相模原市 盛土規制法

検索

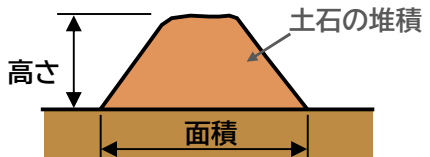
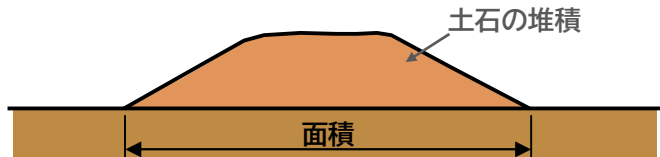


●許可対象工事の盛土などをする場合は工事前に許可が必要です

◆土地の形質の変更の許可対象要件

要件	① 盛土で高さが 宅 1m超 特 2m超 の崖※を生ずるもの	② 切土で高さが 宅 2m超 特 5m超 の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い 高さが 宅 2m超 特 5m超 の崖を生ずるもの
イメージ図			
要件	④ 盛土で高さが 宅 2m超 特 5m超 となるもの	⑤ 標高差30cm超の盛土又は切土 をする土地の部分の面積が 宅 特 500㎡超 となるもの	<p>※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいいます。</p> <p>宅 宅地造成等工事規制区域の許可対象規模</p> <p>特 特定盛土等規制区域の許可対象規模</p>
イメージ図			

◆一時的な土石の堆積の許可対象要件

要件	⑥ 最大時に堆積する 高さが 宅 2m超 特 5m超 かつ面積が 宅 300㎡超 特 1,500㎡超 となるもの	⑦ 最大時に堆積する面積が 宅 特 500㎡超 となるもの
イメージ図		

●安全な盛土などをするための基準が設けられています

- ・盛土内に水がたまらないように排水施設を設置
- ・崩れにくくするために締め固めを実施 など

●許可を受ける盛土などは、次の措置がなされます

- ・工事主は工事の内容を周辺住民に事前周知
- ・工事主は許可標識を工事現場に掲示
- ・市はHPで許可地の一覧を公表



許可制度等の手引きや基準、申請・届出様式はQRコードから市HPをご覧ください

お問い合わせ

相模原市 都市建設局 まちづくり推進部 開発調整課
相模原市中央区中央2丁目11-15 第1別館 4階
☎ 042-769-8250・6128
✉ kaihatsuchousei@city.sagamihara.kanagawa.jp

